

平成27年第2回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成27年6月23日 (火)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	6月23日 午前9時00分宣告 (第3日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	板倉浩幸
	3番	石原裕介	4番	水野智見
	5番	戸谷裕治	6番	伊藤俊一
	7番	飯田雅広	8番	黒川勝好
	9番	中村英子	10番	佐藤 茂
	11番	奥田信宏	12番	吉田正昭
	13番	安藤洋一	14番	高阪康彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 特 別 勤 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 推 進 策 室	室 長	服部 康彦		
	総 務 部	部 長	江上 文啓	次 長 兼 安 心 安 全 課 長	伊藤 啓二
		税 務 課 長	磯野 弘幸	総 務 課 長	浅野 幸司
	民 生 部	部 長	鈴木 利彦	次 長 兼 健 康 推 進 課 長	大橋 幸一
		次 長 兼 高 齢 介 護 課 長	橋本 浩之	保 險 医 療 課 長	伊藤 光彦
	産 建 設 業 部	部 長	志治 正弘	次 長 兼 土 木 農 政 課 長	伊藤 保彦
	上 下 水 道 部	次 長 兼 水 道 課 長	伊藤 満		
	消 防 本 部	消 防 長	奥村 光司		
教 育 委 員 局 教 会 事 務	教 育 長	石垣 武雄	次 長 兼 教 育 課 長	岡村 智彦	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 務 会 局	局 長	金山 昭司	書 記	飯田 和泉
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 議案第31号 蟹江町歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について
- 日程第2 議案第32号 蟹江町税条例の一部改正について
- 日程第3 議案第33号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第34号 蟹江町介護保険条例の一部改正について
- 日程第5 防災建設常任委員会の所管事務調査の結果報告
- 日程第6 議案第39号 海部地方教育事務協議会規約の一部変更に関する協議について
- 日程第7 議案第40号 平成27年度蟹江町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第41号 平成27年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 発議第4号 学童保育の拡充と最低基準づくりを求める意見書の提出について
- 日程第10 発議第5号 憲法9条を生かし、核兵器のない世界をめざすとともに非核3原則の厳正遵守することを求める意見書の提出について
- 日程第11 閉会中の所管事務調査及び審査について

○議長 高阪康彦君

皆さん、おはようございます。

早朝よりご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、平成27年第2回蟹江町議会定例会の最終日でございます。ご協力をお願いいたします。

皆さんのお手元に、発議第4号及び第5号の意見書提出議案、議会運営委員会報告書、総務民生常任委員会の審査報告書、防災建設常任委員会の調査報告書、総務民生常任委員会で請求があった議案第32号に関する資料、平成27年第1回定例会会議録の写しが配付してありますので、お目通しをお願いします。

また、防災建設常任委員には、議案第31号に関する資料が配付してありますので、お目通しをお願いします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、去る16日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 黒川勝好君、ご登壇ください。

(8番議員登壇)

○議会運営委員長 黒川勝好君

おはようございます。

それでは、去る16日の一般質問終了後に開催をいたしました議会運営委員会の協議結果の報告を申し上げます。

まず、1つ目であります。意見書の審議結果についてであります。

3月定例会以降に提出をされました13件の意見書の取り扱いについて協議をいたしましたところ、(1)採択することになった意見書は2件でございます。

アの学童保育の拡充と最低基準づくりを求める意見書、イ、憲法9条を生かし、核兵器のない世界をめざすとともに非核3原則の厳正遵守することを求める意見書、この2件は全会派の賛同が得られましたので、本日議員提出議案といたしまして上程し、採決することになりました。

次に、(2)不採択することになった意見書でございます。アからコまで10件で、全会派の一致を見ることができませんでしたので、不採択となりました。お目通しのほど、よろしくお願いをいたします。

(3)継続審議することになった意見書、1件でございます。認知症への取り組みの充実強化に関する意見書、この1件でございますが、これは継続審議となりました。

2つ目、平成27年第3回(9月)定例会の日程についてであります。

委員会報告書に添付されておりますとおり決定いたしましたので、よろしくお願いをいたします。

最後に、その他であります。

(1) 議員総会の開催についてでございます。本日閉会後に議員総会を開催し、議会報告会の内容等につきまして協議をいたします。

(2) 9月議会議案説明会の開催についてでございます。8月21日金曜日午前10時から、協議会室で全議員に議案説明を行いますので、よろしく願いをいたします。

以上、ご報告させていただきました。

(8番議員降壇)

○議長 高阪康彦君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 高阪康彦君

日程第1 議案第31号「蟹江町歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について」

日程第2 議案第32号「蟹江町税条例の一部改正について」

日程第3 議案第33号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」

日程第4 議案第34号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」

を一括議題といたします。

本4件は、総務民生常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 松本正美君、ご登壇ください。

(1番議員登壇)

○総務民生常任委員長 松本正美君

おはようございます。

総務民生常任委員会に付託されました4案件につきまして、6月10日に委員会を開催し、全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

まず、付託案件の審査順序について、最初に総務部に関する案件、議案第32号を行い、続いて民生部に関する案件、議案第31号、議案第33号及び議案第34号の審査を行いました。

まず初めに、議案第32号「蟹江町税条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、ふるさと納税ワンストップ特例の手続はどのように行われているのか、また、ふるさと納税は町にとってプラスになっているのかという内容の質疑がありました。

これに対しまして、例えば本町にお住まいの方が他の自治体へふるさと納税をした場合、ワンストップ特例を申請する意思表示をすると、その自治体から本町へふるさと納税があったという証明が送られてくる。町では、その証明に基づき寄附金控除を行い、町民税を計算する。このワンストップ特例が適用される方は、給与所得者のような本来確定申告が不要な

方である。5団体を超えると確定申告をする必要がある。また、給与所得者以外の方は確定申告し、寄附金控除を受ける必要がある。なお、通常の寄附金控除とふるさと納税の件数及び金額は県へ報告しているが、プラスマイナスの統計はとっていないという内容の答弁がありました。

この答弁に対しまして、過去3年分のふるさと納税の件数と金額についての資料請求がありましたので、提出していただくよう依頼しました。

次に、ふるさと納税に力を入れている自治体も多くあるが、町の今後の考え方を伺いたいという内容の質疑がありました。

これに対しまして、お礼として牛や土地などを差し上げる自治体も出てきており、総務省からは好ましくないとの指摘もあるので、どのようなものをお返しできるのか検討し、町へふるさと納税をしていただける方がふえるような施策を考えていきたいという内容の答弁がありました。

次に、今回のわがまち特例制度の対象を具体的に説明してほしいという内容の質疑がありました。

これに対して、都市再生特別措置法の関係では、都市開発事業などで緊急かつ重点的に市街化整備を推進し、都市再生の拠点となるべく地域として、本県では名古屋駅周辺や栄などが対象となる。津波防災地域づくりに関する法律の関係では、津波災害警戒区域が対象となるが、本県においては指定がないので該当しない。管理協定が締結された津波避難施設の避難用に供用する部分や誘導灯、自動解錠装置などが対象となる。高齢者の住居の安全確保に関する法律の関係では、1戸当たり30平方メートル以上280平方メートル未満で5戸以上の部屋数があり、構造物が耐火構造となっており、国や地方公共団体から建築費の補助を受けている有料老人ホームが対象となるので、これも本町においては該当はないという内容の答弁がありました。

次に、年金機構で約125万件の個人情報流出する事件があったが、マイナンバー制度はスケジュールどおり進められているのか、また、町のセキュリティーは大丈夫なのかという内容の質疑がありました。

これに対しましても、マイナンバー制度は、本年10月から全世帯へ個人番号が通知され、来年1月からカードを発行する予定となっている。全国ネットでつながっているのは住民基本台帳ネットワークシステムだけで、住民課のみつながっている。住民基本台帳の情報などは、税務課や高齢介護課などと情報を共有しているが、一人一人にパスワードが割り振られており、ログイン履歴は全て記録される。不正にログインした場合はすぐに解明できるよう監視を行っている。データは全てサーバーで一括管理されており、職員の使用するパソコンを持っていかれてもデータは何も入っていない。サーバーに侵入されてデータを抜かれれば年金機構のようなことが起きないとは言い切れないが、ファイアウォールなどのセキュリテ

イーにより侵入はほぼ不可能だと考えている。メールもサーバーを経由するので、不正なメールが直接届くことはほぼ不可能であるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第32号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

2つ目に、議案第31号「蟹江町歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第31号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

3つ目、議案第33号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、基礎課税額の上限を51万円から52万円に上げた理由はという内容の質疑がありました。

これに対して、地方税法の改正に基づき額の変更をしたという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第33号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

4つ目、議案第34号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、3月の改正により、以前は第1段階、第2段階だった部分が第1段階となったが、今回の減額対象はどのようになるのかという内容の質疑がありました。

これに対して、所得段階の第1段階全てが対象となるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第34号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告にかえさせていただきます。

(1 番議員降壇)

○議長 高阪康彦君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第31号「蟹江町歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第32号「蟹江町税条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第33号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第34号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第34号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第5 「防災建設常任委員会の所管事務調査の結果報告」を議題といたします。

調査報告を求めます。

防災建設常任委員長 戸谷裕治君、ご登壇ください。

(5 番議員登壇)

○防災建設常任委員長 戸谷裕治君

皆さん、おはようございます。

本委員会は、所管事務調査について、会議規則第77条の規定に基づき行いましたので、ご報告いたします。

去る6月10日水曜日に、本委員会の所管事務調査として、蟹江川排水機場に設置された緊急避難施設、蟹江町希望の丘広場に設置された防災対応自動販売機及び防犯カメラを視察してきましたので、報告いたします。

出席者は、委員7名、委員外議員5名、理事者側からは町長を始め9名の出席がありました。

最初に、愛知県、名古屋市、蟹江町の3者による協定に基づき設置された蟹江川排水機場の緊急避難施設を視察いたしました。

設計費と工事費合わせて103万4,550円を町が負担し、避難階段及び手すりが設置されました。2階屋上までは海拔16メートル、3階屋上までは同じく21.4メートルもの高さがあります。津波浸水被害に備えて避難設備が整えられました。

調査においては、災害時の避難を想定しながら屋上まで足を運びましたが、いつ何どき発生するかわからない災害への備えとして、照明機器の設置と水などの備蓄資材を配備する必要性を感じました。

次に、蟹江町希望の丘広場に新設されました防災対応自動販売機及び防犯カメラを視察しました。

施設内には飲料自動販売機2基、デジタルサイネージ1基、防犯カメラ3基が導入されています。

自動販売機には、日常における飲料の提供だけでなく、災害時に避難者や被災者に対して飲料を無料で提供する災害ベンダーの機能も持ち合わせています。デジタルサイネージは映

像で情報発信を行う電子看板であり、日常においてはニュース、行政情報等の発信、災害発生時には気象庁から発せられる緊急地震速報や大津波警報などを文字と光で発信します。また、防犯カメラは敷地内の安全管理に活用され、カメラ映像は管理棟事務室及び役場の限定端末からも適時に確認することができます。

こういった機器の導入や情報発信により住民に訴えることができ、町全体の防災・減災意識の向上につながっていくのではないかと期待を寄せています。

3月に行われました植栽から3カ月たち、広場の芝生も順調に育ってきております。この芝のように、希望の丘が緊急時だけでなくふだんから、住民の皆様方に身近で親しみのある施設として根づいていくよう願っています。

以上、ご報告申し上げます。

(5番議員降壇)

○議長 高阪康彦君

以上で委員長報告を終わります。

○議長 高阪康彦君

日程第6 議案第39号「海部地方教育事務協議会規約の一部変更に関する協議について」を議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第7 議案第40号「平成27年度蟹江町一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第8 議案第41号「平成27年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第41号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第9 発議第4号「学童保育の拡充と最低基準づくりを求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

安藤洋一君、ご登壇ください。

(13番議員登壇)

○13番 安藤洋一君

発議第4号「学童保育の拡充と最低基準づくりを求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成27年6月23日提出。

提出者、蟹江町議会議員、安藤洋一。

賛成者、同、水野智見、同、奥田信宏、同、黒川勝好、同、松本正美、同、板倉浩幸、同、伊藤俊一。

内容を読み上げます。

学童保育の拡充と最低基準づくりを求める意見書（案）。

平成26年度に「放課後児童クラブに関する設置及び運営の基準」ができ、全国の学童保育所の質を向上させていくための内容が示された。

そして、児童福祉法第34条の8の2において「その基準は、児童の身体的、精神的および社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない」とあり、子どもの命、発達を保障する水準を示している。

しかし、示された基準は実態を迫認した内容が多く、また基準が示されても、その内容を確保するための財政保障がなければ、意味を成しえない。

また、子どもたちが安心して生活を送るためには、日替わりの指導員ではなく、毎日安定的に配置できる指導員体制が必要である。指導員が長く働き続けることが子どもたちの安心につながり、学童保育の質を引き上げることにつながるものである。

そして、学童保育の基準は、国をはじめとする公的責任の強化と、学童保育を必要とする子どもが安心して生活でき、健やかに育つことを保障する内容にしていく必要がある。

よって、下記事項について措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 学童保育に関する国の責任を強化し、学童保育の基準の内容を引き上げること。
- 2 指導員の人件費を常勤・複数で予算化すること。
- 3 指導員の福利厚生費を予算化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月23日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上であります。

(13番議員降壇)

○議長 高阪康彦君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第10 発議第5号「憲法9条を生かし、核兵器のない世界をめざすとともに非核3原則の厳正遵守することを求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

水野智見君、ご登壇ください。

(4番議員登壇)

○4番 水野智見君

発議第5号「憲法9条を生かし、核兵器のない世界をめざすとともに非核3原則の厳正遵守することを求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成27年6月23日提出。

提出者、蟹江町議会議員、水野智見。

賛成者、同、奥田信宏、同、黒川勝好、同、松本正美、同、板倉浩幸、同、伊藤俊一、同、安藤洋一。

それでは、内容を説明します。

憲法9条を生かし、核兵器のない世界をめざすとともに非核3原則の厳正遵守することを求める意見書(案)。

憲法前文に、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」とし、第9条に戦争放棄と戦力及び交戦権の否認を定めている。

平和的生存権は、日本国憲法の特徴であるとともに、すべての基本的人権の基本である。それは、名古屋高等裁判所が、平成20年4月17日判決で、「憲法9条に違反する国の行為、すなわち戦争の遂行、武力の行使等や、戦争の準備行為等によって、個人の生命、自由が侵害され又は侵害の危機にさらされるような場合」をあげ、平和的生存権の具体的権利性を例示している。

日本が世界で唯一の核被爆国であり、「原子爆弾の出現」が広島、長崎を繰り返すなとした日本国憲法の原点ともなった。昭和47年の沖縄返還に当たって、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」の非核3原則を国是とした。

安倍自公政権は、「非核3原則」や「武器輸出3原則」を放棄し、平成26年4月にはついに、武器輸出を可能にした「防衛装備移転3原則」を閣議決定し、すでに防衛関連産業首脳を引き連れて海外に武器を売り込んでいる。政府はこれまで築いてきた「平和憲法」を敵視し、9条を放棄、国防軍の設置という明文改憲にまで踏み込んできている。「日米同盟」強

化をタテにしたアメリカ軍による核兵器持ち込み、武器の輸出は許されるものではない。

名古屋港、三河港を抱え、自衛隊小牧基地を抱える愛知県では、これまでに入港した艦船が核兵器搭載を「なかったとは言い切れない」とされては、多大な不安と動揺を与えるものであり、憂慮すべき事態である。

核兵器廃絶にむけた国際的な動きが広がっている。昨年のオスロ会議に続き、メキシコで「核兵器の人的影響に関する会議」が開催され、146か国が参加した。この会議では「法的拘束力のある条約を通じて、新しい国際基準と規範をつくる」と明確に核兵器の使用や威嚇政策を批判し、核兵器禁止条約の方向を指し示した。しかし、日本政府は「個別的・集団的自衛権にもとづく極限に限定」して核兵器使用発言をおこなっている（岸田外相）。政府は、「核の傘」「核抑止力」論から脱し、被爆国政府にふさわしく核兵器廃絶にむけて世界をリードしていくべきである。

よって、蟹江町議会は、国において、蟹江町住民の不安の解消と生命の安全確保のため、下記の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 憲法9条を生かし、核兵器のない世界をめざすこと。
- 2 非核3原則を厳正に遵守すること。
- 3 「防衛装備移転3原則」をただちに破棄し、「武器輸出3原則」を遵守すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月23日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣。

以上です。

(4番議員降壇)

○議長 高阪康彦君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第11 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

これで、本定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で、平成27年第2回蟹江町議会定例会を閉会いたします。

(午前 9時36分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長

高 阪 康 彦

3 番 議 員

石 原 裕 介

4 番 議 員

水 野 智 見